

第 3 次

# 南箕輪村地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

【令和6年3月改定】



## はじめに

近年、気候変動が原因の1つと考えられる異常気象が世界各地で発生しており、気候変動対策を進めることは、世界全体の喫緊の課題となっています。

国際的な動きとしては、2016年11月、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組である「パリ協定」が発効しました。パリ協定では、全ての国が目標を設定し、それに向けて政策を行うこと、産業革命前と比べて気温の上昇を1.5℃未満に抑えることなどが示されました。

わが国においては、2020年に、2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言し、再生エネルギーや省エネルギーの推進を図ることとしており、2021年には、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画である地球温暖化対策計画が閣議決定され、5年ぶりに計画を改訂しました。計画では、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けていくことを表明しています。

本村では、世界各地で記録的な高温や大雨、大規模な干ばつ等の異常気象が頻発していることを受けて、2020年6月に「気候非常事態宣言」をし、その中で2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明しました。

また、本村では、2021年（令和3年）3月に、第3次南箕輪村地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、2050年に二酸化炭素排出量ゼロを目指すことを踏まえつつ、より一層踏み込んだ取組可能な対策を実施することにより、温室効果ガスの排出削減を目指すとししました。令和5年3月には、計画の対象とする事務事業に指定管理者が行う事務事業を含めるため、計画の改定を行いました。

この度、2021年に閣議決定された政府の地球温暖化対策計画の目標に沿う内容とするため、また、2024年（令和6年）3月に策定する南箕輪村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容に合わせるため、見直しを行いました。



## 南箕輪村気候非常事態宣言

世界各地で記録的な高温や大雨、大規模な干ばつ等の異常気象が頻発しており、世界気象機関（WMO）は、これらの異常気象が長期的な地球温暖化の傾向と関係しているとの見解を示しています。

昨年 10 月に日本を襲い、長野県にも甚大な被害をもたらした台風第 19 号をはじめ、近年、我が国で頻発する気象災害の要因は気候変動にあると言われていきます。

気候変動は地球上の人間社会の存続を脅かしており、この非常事態を座視すれば、未来を担う世代に持続可能な社会を引き継ぐことはできないという強い危機感を抱かざるを得ません。

本村は、西に中央アルプス、東に南アルプスを望む、伊那谷北部の広大な扇状地に位置し、全国トップクラスの日射量をはじめ、森林資源、水資源など自然エネルギーに恵まれたくらしやすい地域です。また、全国的な少子化の中で、自然増が続いている村であり、未来を拓く多くの子どもたちがくらしています。村の豊かな自然環境を次世代に残していくことは、現代を生きる我々の使命です。

2015 年 12 月に採択された「パリ協定」を受けて政府は長期戦略を策定し、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げています。

昨年 6 月には、地球温暖化対策に先駆的に取り組んできた長野県が呼びかけた、「持続可能な社会づくりのための協働に関する長野宣言」に本村は賛同しました。

今こそ将来世代の生命を守るため、ここに気候非常事態を宣言するとともに、2050 年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、再生可能エネルギーへの転換など地球温暖化対策に全力で取り組んでいく決意を表明します。

令和 2 年 6 月 5 日

南箕輪村長 唐木 一 直

## 目 次

第1章 実行計画の一般的事項	1
1 対象とする温室効果ガス	1
2 温室効果ガスの排出量の算定方法	1
3 計画の範囲	2
4 計画の位置づけ	3
第2章 計画改定の背景と方向性	5
1 旧計画の概要	5
2 温室効果ガスの排出状況と分析	6
3 計画改定の方針	12
第3章 第3次実行計画の基本的事項	13
1 第3次実行計画の目的	13
2 第3次実行計画の概要	13
(1) 計画の期間	13
(2) 基準年度	13
3 温室効果ガス排出削減目標	13
第4章 目標達成に向けて実施すべき取組	16
1 職員一人ひとりの取組	16
2 施設管理者の取組	19
3 施設新築・改修等に当たっての取組	19
第5章 計画の推進・点検体制等	20
1 計画の推進体制	20
2 職員に対する啓発等	20
3 公表	20

# 第1章 実行計画の一般的事項

## 1 対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）とします。パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）については、本村の事務・事業との関わりが小さいため対象から除きます。

対象温室効果ガスの主な発生源

温室効果ガス	主な発生源
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	燃料消費、電気の使用に伴う排出
メタン（CH <sub>4</sub> ）	自動車走行、下水処理に伴う排出
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	自動車走行、下水処理に伴う排出
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンの使用に伴う排出

## 2 温室効果ガスの排出量の算定方法

温室効果ガスの排出量の算定については、電気、燃料油、LPガス等の使用量や自動車走行量等の活動量に排出係数<sup>※1</sup>を乗じて活動の種類ごとに排出量を求め、これらの排出量に地球温暖化係数<sup>※2</sup>を乗じて、二酸化炭素に換算した排出量を算定します。

※<sup>1</sup> 排出係数…単位使用量につき発生する温室効果ガス排出量

※<sup>2</sup> 地球温暖化係数…温暖化ガスの物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度を二酸化炭素に対する比で示した数値

（計算式）

温室効果ガス排出量＝活動量（燃料使用量や電気使用量など）×排出係数

二酸化炭素換算排出量＝温室効果ガス排出量×地球温暖化係数

活動の種類・温室効果ガスごとに算出した二酸化炭素換算の温室効果ガス排出量を合計し、温室効果ガス総排出量とします。

活動種類ごとの排出係数・地球温暖化係数

活動量		温室効果ガスの種類	排出係数	地球温暖化係数
燃料 使用 量	ガソリン使用量	二酸化炭素	2.32 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	1
	灯油使用量	二酸化炭素	2.49 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	1
	軽油使用量	二酸化炭素	2.58 kg-CO <sub>2</sub> /ℓ	1
	LP ガス使用量	二酸化炭素	3.00 kg-CO <sub>2</sub> /kg	1
電気使用量		二酸化炭素	0.406 kg-CO <sub>2</sub> /kg (中部電力ミライズ) <sup>※3</sup> 0.373kg-CO <sub>2</sub> /kg (エネット) <sup>※3</sup> 0.481kg-CO <sub>2</sub> /kg (新出光) <sup>※3</sup>	1
自動車走行		メタン	0.00001 kg-CH <sub>4</sub> /km <sup>※4</sup>	25
下水処理量		メタン	0.00088 kg-CH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup>	25
自動車走行		一酸化二窒素	0.000029 kg-N <sub>2</sub> O/km <sup>※4</sup>	298
下水処理量		一酸化二窒素	0.00016 kg-N <sub>2</sub> O/m <sup>3</sup>	298
カーエアコンの使用		ハイドロフルオ ロカーボン	0.01 kg-HFC/台・年	1,430

※3 電気使用量の排出係数は、毎年変動

※4 自動車走行の排出係数は、ガソリン・LP ガスを燃料とする普通・小型乗用車の場合

### 3 計画の範囲

#### ① 対象とする事務事業

本計画の対象となる範囲は、村及び指定管理者が行う事務及び事業（一部除く<sup>※5</sup>）とし、②に示す組織及び施設等に係る事務事業とします。ただし、民間への委託により実施している事業は、対象としません。

※5 村でエネルギー使用量の把握が難しい施設を除く。

#### ② 対象とする組織及び施設等

本計画の対象とする組織、施設等は以下のとおりとします。（保育園、教育施設、その他施設の公用車は一般事務に含みます。）

施設分類		対象とする組織及び施設等
一般事務	庁舎	総務課、地域づくり推進課、議会事務局、子育て支援課、健康福祉課（保健センター含む）、住民環境課、会計室、財務課、産業課、建設水道課、教育委員会事務局、公用車
保育園	保育園	北部保育園、中部保育園、南部保育園、南原保育園、西部保育園、たけのこ園
上水道施設	上水道施設	村水道事業配水施設、公用車
下水道施設	下水道施設	南箕輪浄化センター、ポンプ施設、公用車
教育施設	小学校	南箕輪小学校、南部小学校
	中学校	南箕輪中学校
	給食センター	学校給食センター
その他施設	公民館	村公民館

	その他	村民センター・図書館、赤松荘、郷土館、文化財施設、すくすくはうす、こども館、生活雑排水汚泥貯留槽、旧北殿教員住宅
指定管理者 指定施設	一般財団法人南箕輪村開発公社	大芝荘、フォレスト大芝、村防災研修センター（森の学び舎） <sup>※6</sup> 、味工房、森の交流施設、大芝の湯、森の研修コテージ、大芝屋内運動場、大芝高原トイレ、富士塚運動場トイレ、その他公園内施設
	社会福祉法人南箕輪村社会福祉協議会	デイサービスセンター松寿荘、障がい者生きがいセンター、ぽっかぽかの家、こもれびの家
	特定非営利活動法人南箕輪わくわくクラブ	村民体育館

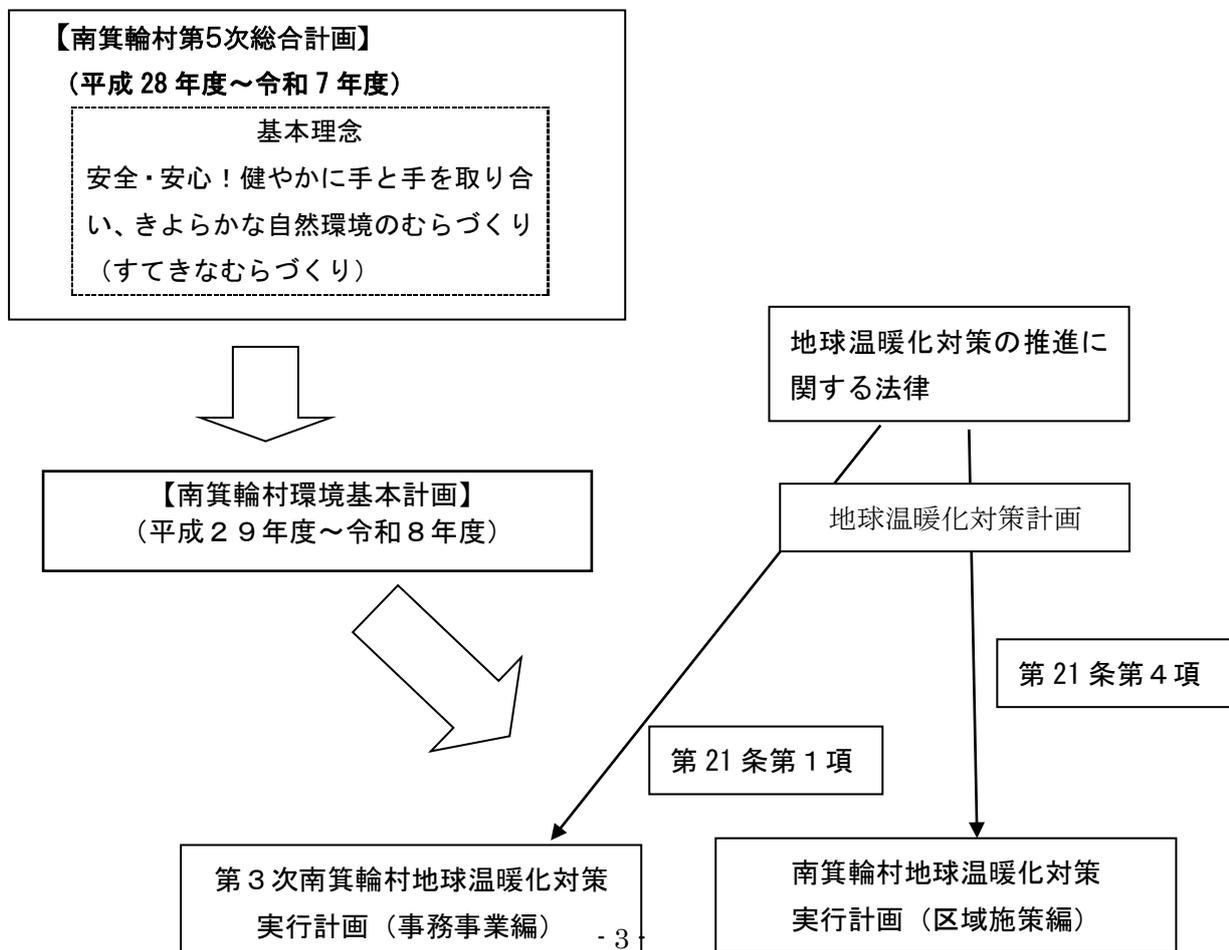
※6 大芝荘、フォレスト大芝、村防災研修センター（森の学び舎）については、令和5年3月現在村直営施設ですが、この計画では、指定管理者指定施設として扱います。

#### 4 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項の規定に基づき、全ての市町村に策定・公表が義務付けられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に該当します。

村の計画との関係では、図7のとおりとなっており、南箕輪村第5次総合計画及び南箕輪村環境基本計画と整合を図ります。

▽図7 計画の位置づけ



地球温暖化対策の推進に関する法律（抄）

第 21 条第 1 項 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

同条第 2 項 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

同条第 3 項 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

同条第 4 項 市町村（指定都市等を除く。）は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

同条第 15 項 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

## 第2章 計画改定の背景と方向性

### 1 旧計画の概要

#### (1) 第1次南箕輪村地球温暖化対策実行計画（平成20年度～24年度）

表1のとおり基準年度である平成18年度は年間排出量が1,380tであったのに対して、平成24年度は、年間1,603トンとなり、16.1%の増加となりました。保育園の増築、たけのこ園の建設などがあり目標達成はできませんでした。

#### (2) 第2次南箕輪村地球温暖化対策実行計画（平成25年度～29年度）

表1のとおり基準年度である平成23年度は年間排出量が937tであったのに対して、平成29年度は、年間1,038トンとなり、10.8%の増加となりました。保育園や南部小学校教室の増築、こども館建設などがあり目標達成はできませんでした。

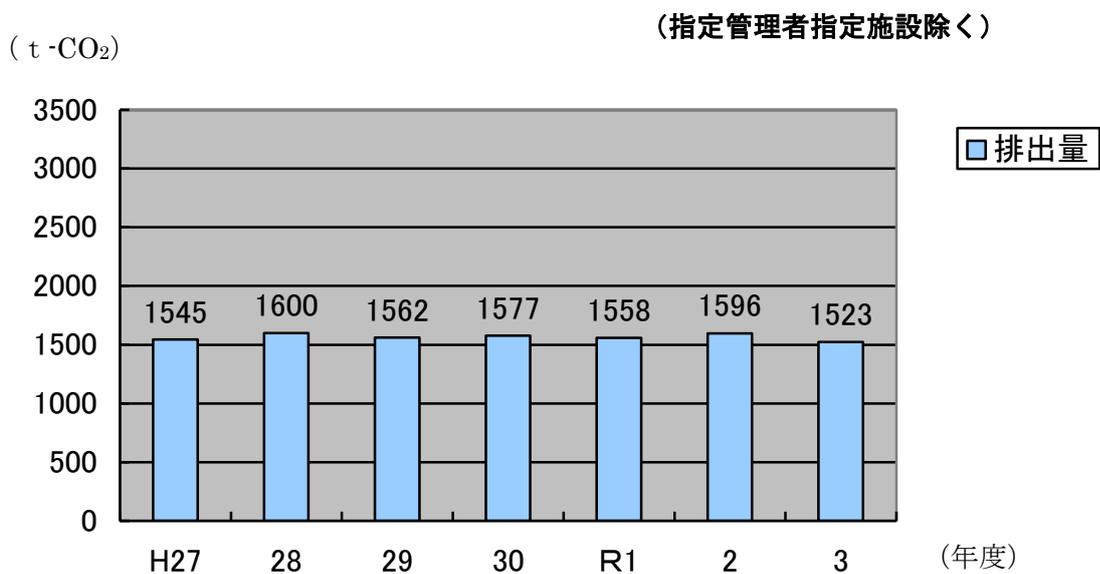
旧計画の概要は表1のとおりです。

▽表1

	計画 期間	基準 年度	基準年度 排出量 (kg-CO <sub>2</sub> )	目標	目標 年度	目標年度排 出量（実績、 kg-CO <sub>2</sub> ）	結果
第1次 計画	H20～24	H18	1,379,981	0.5% 削減	H24	1,602,632	16.1% 増加
第2次 計画	H25～29	H23	936,899 (下水道施 設除く)	1% 削減	H29	1,038,183 (下水道施 設除く)	10.8% 増加
			1,519,899 (下水道施 設含む)			1,562,071 (下水道施 設含む)	2.8% 増加

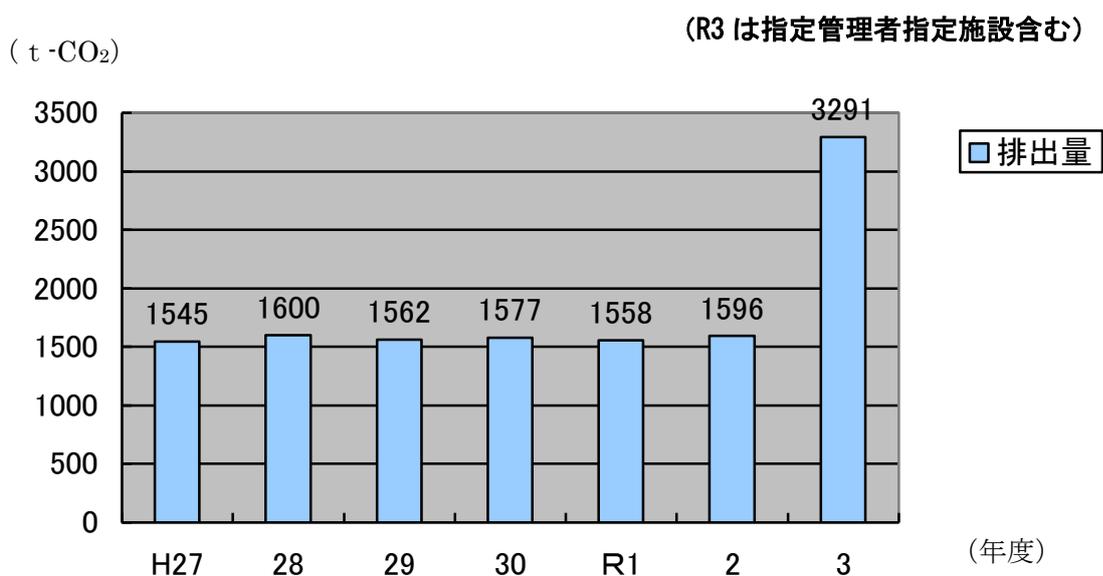
## 2 温室効果ガスの排出状況と分析

▽図 1-1. 温室効果ガス排出量の推移



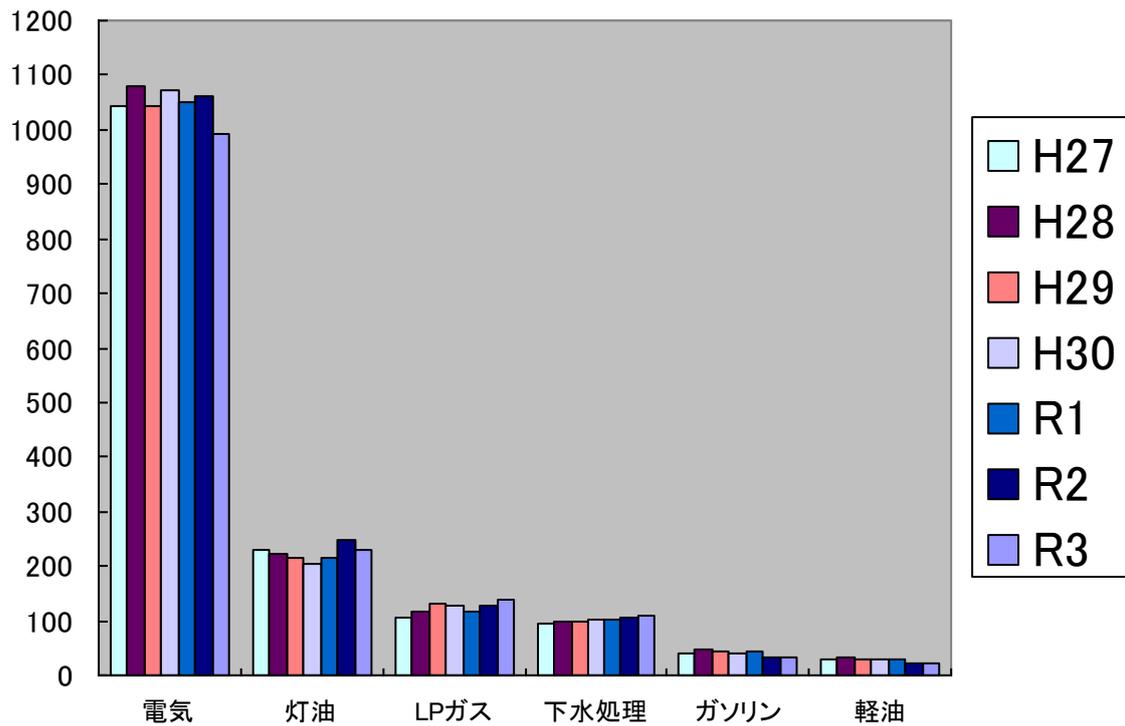
H29にH28に比べて減少した主な原因として、下水処理施設に太陽光発電設備を設置したことが考えられます。令和3年度に排出量が前年度より減少したのは、主に、電気の排出係数が下がったことによります。

▽図 1-2. 温室効果ガス排出量の推移



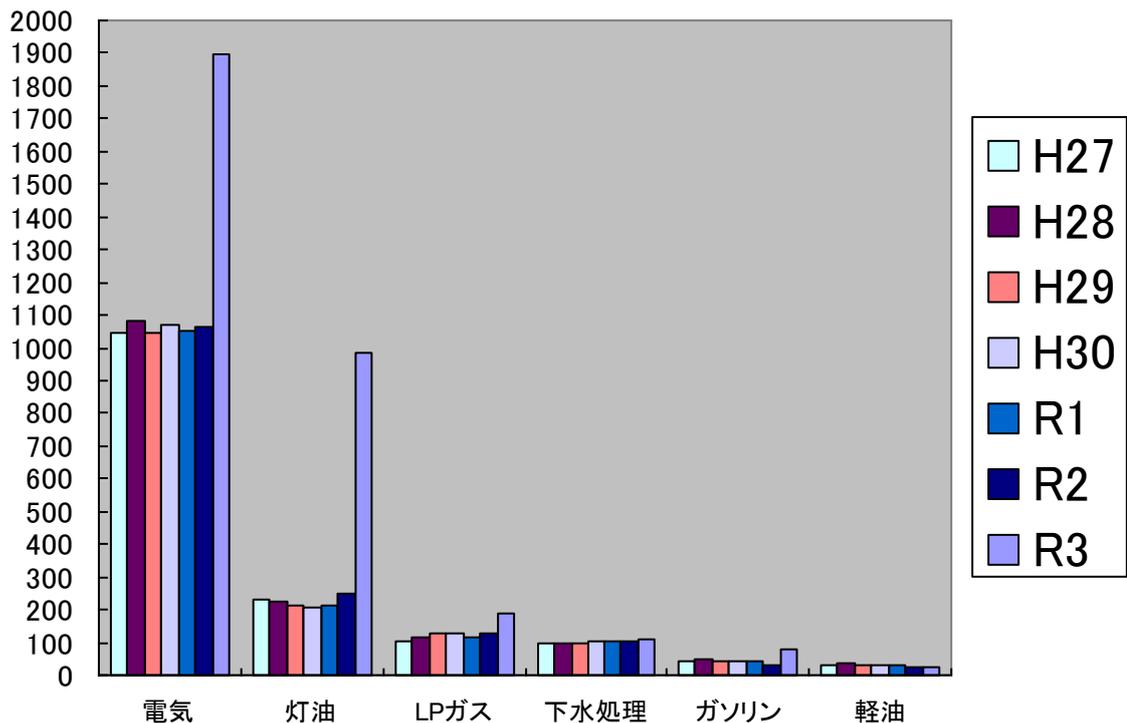
▽図 2-1. 各年度の主な発生源ごとの排出量（指定管理者指定施設除く）

( t -CO<sub>2</sub> )



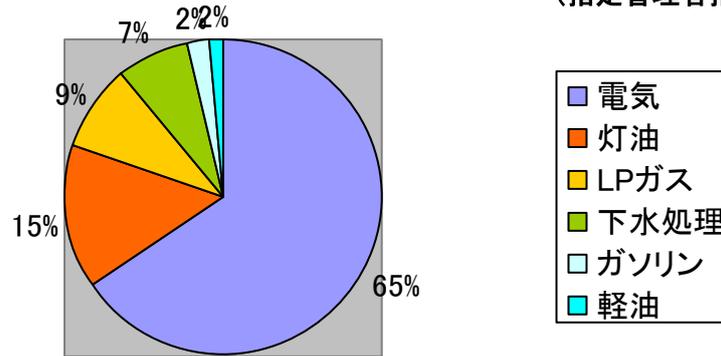
▽図 2-2. 各年度の主な発生源ごとの排出量（R3 は指定管理者指定施設含む）

( t -CO<sub>2</sub> )



▽図 3-1. 令和 3 年度の主な排出要因ごとの温室効果ガス排出の割合

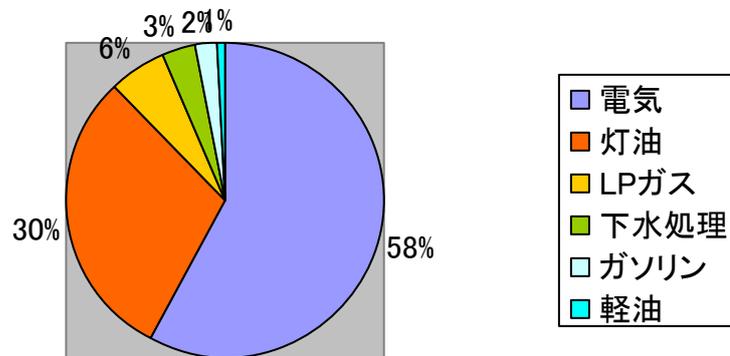
(指定管理者指定施設除く)



電気使用からの排出量が全体の 65%を占めています。次いで灯油、LP ガスの順となっています。

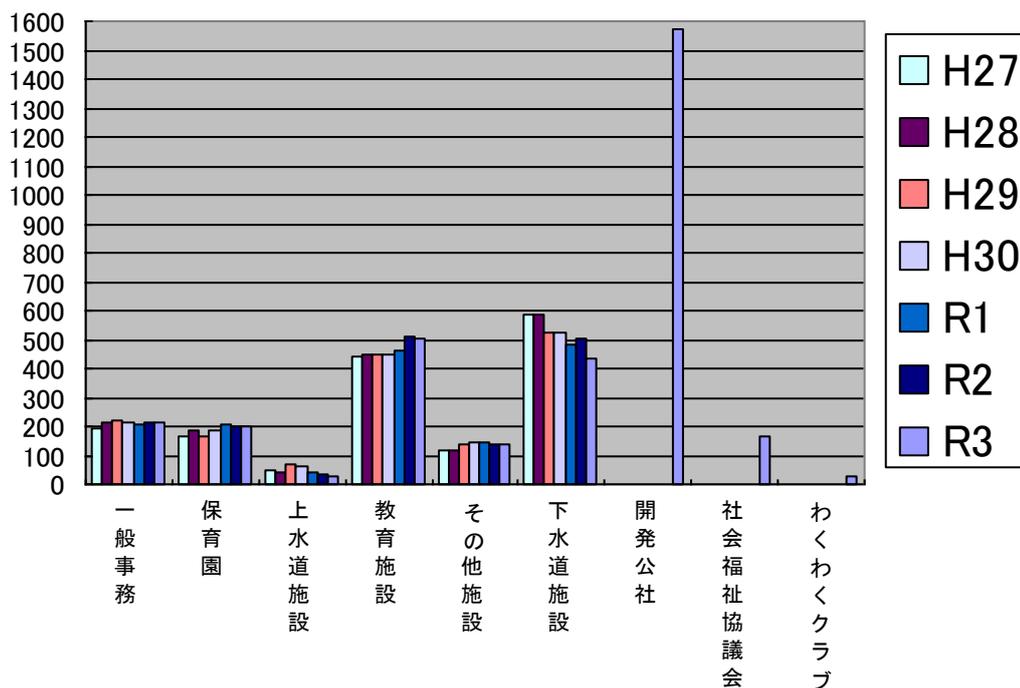
▽図 3-2. 令和 3 年度の主な排出要因ごとの温室効果ガス排出の割合

(指定管理者指定施設含む)



▽図4. 各年度の部門ごとの排出量<sup>※7</sup>

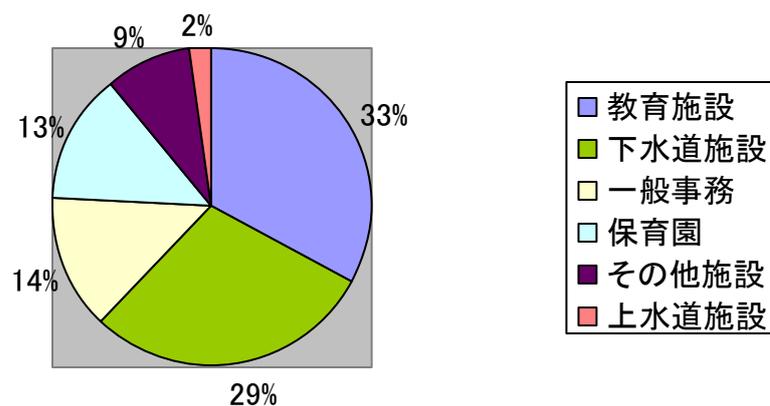
( t -CO<sub>2</sub> )



※7 指定管理者指定施設については、令和3年度から排出量を算定しています。

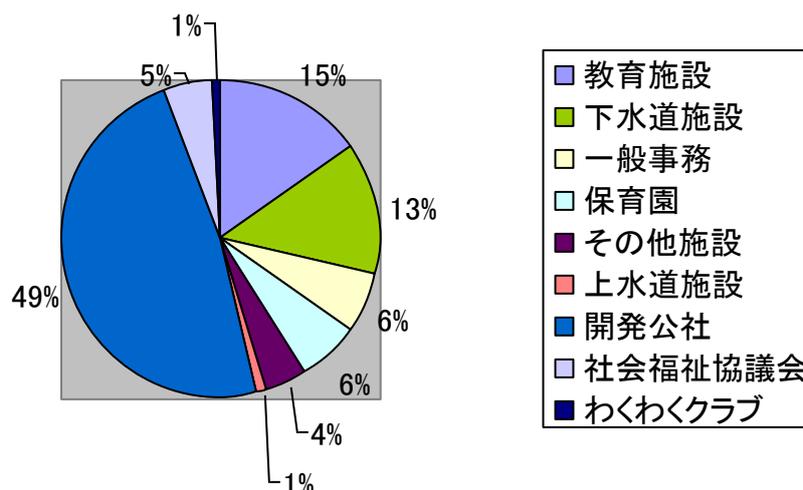
開発公社からの排出量が突出しています。次いで、教育施設、下水道施設からの排出量が多くなっています。

▽図5-1. 令和3年度の部門ごとのCO<sub>2</sub>排出の割合（指定管理者指定施設除く）



教育施設、下水道施設、一般事務、保育園からの排出量が多いことが分かります。

▽図 5-2. 令和 3 年度の部門ごとの CO<sub>2</sub> 排出の割合（指定管理者指定施設含む）



排出量のおよそ半分を開発公社の排出が占めています。

▽表 2 令和 3 年度の排出量の結果（指定管理者指定施設除く）（単位：kg-CO<sub>2</sub>）

分野	削減目標	基準年度 (令和元年度)	令和 3 年度	基準年度 に対する 増減率 (%)	目標年度排出量 (令和 7 年度)
電気の使用	6%減	1,051,582	991,774	-5.7	983,348
灯油の使用	±0	213,829	228,545	6.9	213,829
ガソリン、 軽油使用	10%減	71,488	56,437	-21.1	64,468
LPガスの 使用	±0	116,830	136,759	17.1	116,830
自動車走行	10%減	1,970	1,428	-27.5	1,775
カーエアコン 使用	±0	701	730	4.1	701
下水処理（メ タン等）	±0	101,569	107,643	6.0	101,569
全体	5%減	1,557,969	1,523,316	-2.2	1,482,520

電気の排出量が減ったのは、電気使用量と電気の排出係数が下がったことによります。

灯油、LP ガスからの排出量が増加しました。灯油については南部小学校、村民センター等で、LP ガスについては保健センター、南部小学校給食室等で増加しています。

自動車走行による排出量が減少したのは、コロナ禍で出張が減ったことや電気自動車を導入したことが理由として考えられます。

▽表3 令和3年度の部門ごとの排出量の結果（指定管理者指定施設除く）（単位：kg-CO<sub>2</sub>）

	増減見込	基準年度 (令和元年度)	令和3年度排出量	基準年度(令和元年度)に対する増減率(%)	目標年度排出量 (令和7年度)
一般事務	14%減	208,912	213,642	2.3	179,526
保育園	3%減	210,140	202,048	-3.9	204,394
上水道施設	6%減	44,264	29,288	-33.8	41,402
下水道施設	5%減	482,742	437,324	-9.4	457,672
教育施設	2%減	464,016	504,154	8.7	456,570
その他施設(村民センター、村民公民館等)	3%減	147,895	136,860	-7.5	142,955
全体	5%減	1,557,969	1,523,316	-2.2	1,482,520

教育施設については、電気、LPガス、灯油等の使用量が増加しています。

上水道施設が減となった主な原因は、第4水源と大芝非常用水源のポンプ等の電気使用量が減少したことによります。

下水道施設について電気使用量が増加しているにもかかわらず減となったのは、電気の排出係数が下がったことによります。

▽表4 下水道施設の処理量と電気使用量

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
南箕輪浄化センター処理量(千m <sup>3</sup> )	1,390	1,434	1,462	1,489	1,458	1,506	1,545
電気使用量 ※8(kwh)	950,321	981,055	850,021	846,853	830,884	998,133	871,537

※8 電気使用量には、マンホールポンプ場の使用量も含まれます。

### 3 計画改定の方針

平成 29 年度までの第 2 次南箕輪村地球温暖化対策実行計画の取組内容を基本的に踏襲しつつ、エネルギー使用量の大半を占める電気、灯油、LP ガス等の使用量削減に資する取組を強化することで、温室効果ガス総排出量の削減に努める方針とします。

令和 5 年度から、指定管理者指定施設を計画対象施設とします。

## 第3章 第3次実行計画の基本的事項

### 1 第3次実行計画の目的

本計画は、第2次の実行計画を引き継ぎ、地球温暖化対策に資するために、村及び指定管理者が行う事務事業に伴い排出される温室効果ガスの削減を図るとともに、役場が率先して地球温暖化対策の取組を実行することにより、住民や事業者の主体的な取組を促進することを目的とします。

### 2 第3次実行計画の概要

#### (1) 計画の期間

計画の期間は令和3年度(2021年度)から令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

#### (2) 基準年度

目標設定の基準とする年度は、令和元年度(2019年度)とします。

(指定管理者指定施設の基準年度は、令和3年度とします。)

### 3 温室効果ガス排出削減目標

本計画の排出削減目標値については、以下の考え方に基づいて目標を設定します。

- ・第2次実行計画の実績や今後の事務事業量、あるいは社会情勢を勘案します。
- ・本村の各公共施設における具体的な削減対策の検討とその削減効果の積み上げにより、目標達成の見通しを検証します。
- ・太陽光発電設備や電気自動車等の導入を推進します。
- ・2021年に閣議決定された政府の地球温暖化対策計画をふまえて、2030年度に温室効果ガスを2013年度比50%削減する目標を達成するべく取り組みます。
- ・2022年に改定された「長野県ゼロカーボン戦略」に準じ、2030年度に2010年度比60%削減する目標を達成するべく取り組みます。
- ・南箕輪村地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の取組を実行します。

- ・令和7年度(2025年度)における温室効果ガス排出量を令和元年度(2019年度)比で5%削減する。(指定管理者指定施設以外)
- ・令和7年度(2025年度)における温室効果ガス排出量を令和3年度(2021年度)比で4.7%削減する。(指定管理者指定施設)

▽分野ごとの目標数値(指定管理者指定施設以外)

(単位: kg-CO<sub>2</sub>)

分野	削減目標	基準年度 (令和元年度)	目標年度排出量 (令和7年度)
電気の使用	6%減	1,051,582	983,348
灯油の使用	±0	213,829	213,829
ガソリン、軽油使用	10%減	71,488	64,468
LPガスの使用	±0	116,830	116,830
自動車走行	10%減	1,970	1,775
カーエアコン使用	±0	701	701
下水処理	±0	101,569	101,569
全体	5%減	1,557,969	1,482,520

▽部門ごとの目標数値（指定管理者指定施設以外）

（単位：kg-CO<sub>2</sub>）

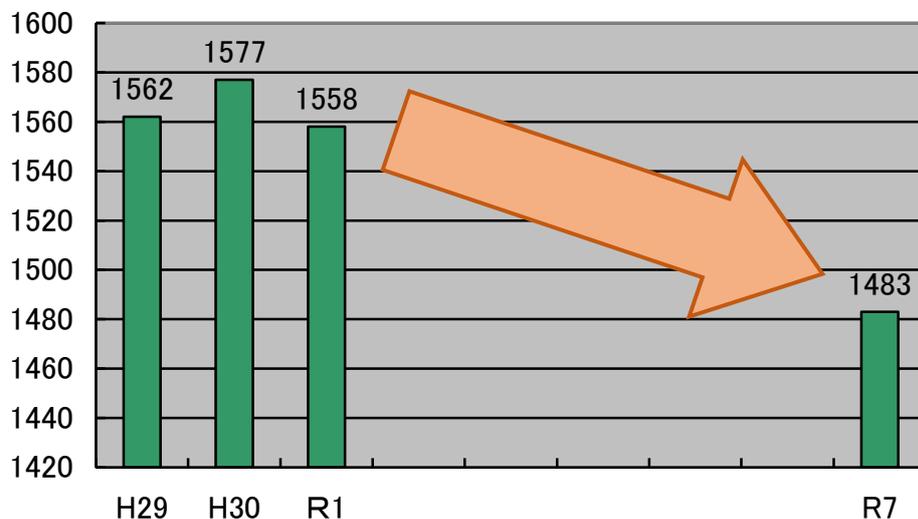
	増減見込	基準年度 (令和元年度)	目標年度排出量 (令和7年度)
一般事務	14%減	208,912	179,526
保育園	3%減	210,140	204,394
上水道施設	6%減	44,264	41,402
下水道施設	5%減	482,742	457,672
教育施設	2%減	464,016	456,570
その他施設(村民センター、村公民館等)	3%減	147,895	142,955
全体	5%減	1,557,969	1,482,520

令和元年度の温室効果ガスの総排出量 1,558 t-CO<sub>2</sub>



令和7年度の温室効果ガスの総排出量 1,483 t-CO<sub>2</sub>

▽温室効果ガス排出量の排出削減目標（指定管理者指定施設以外）  
(t-CO<sub>2</sub>)



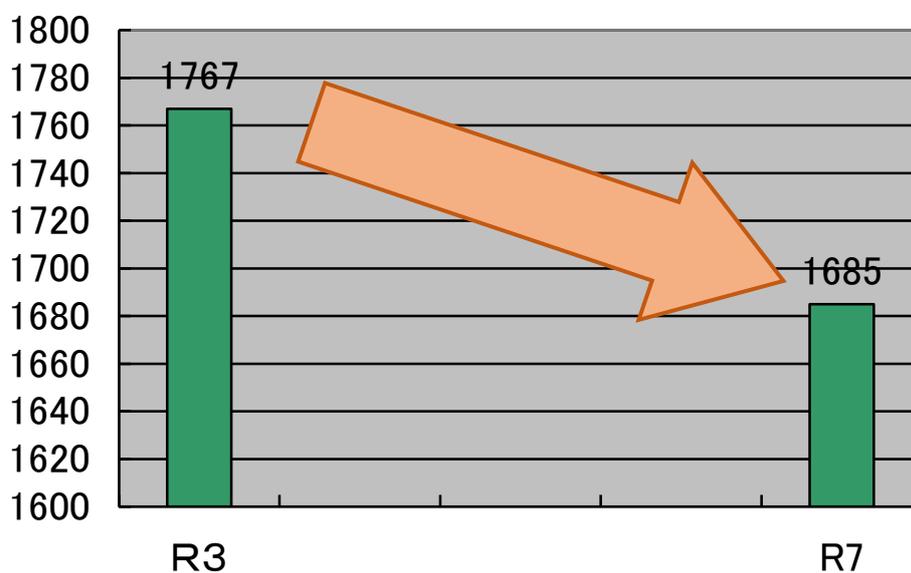
▽部門ごとの目標数値（指定管理者指定施設）

（単位：kg-CO<sub>2</sub>）

	増減見込	基準年度 (令和3年度)	目標年度排出量 (令和7年度)
一般財団法人 南箕輪村開発公社	5%減	1,571,424	1,492,853
社会福祉法人南箕輪村 社会福祉協議会	2%減	168,674	165,301
特定非営利活動法人南 箕輪わくわくクラブ	1%減	27,112	26,841
全体	4.7%減	1,767,210	1,684,995

▽温室効果ガス排出量の排出削減目標（指定管理者指定施設）

（t-CO<sub>2</sub>）



## 第4章 目標達成に向けて実施すべき取組

温室効果ガスの主な排出要因である、電気使用量と灯油・LPガス等の燃料使用量の削減に重点的に取り組めます。具体的な取組を次のとおり定めます。

### 1 職員一人ひとりの取組

#### ● 電気・燃料使用量の削減

- 始業前や昼休みなど執務時間外の照明は、業務上特に必要な個所を除き消灯する。
- 夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯する。
- 部分的に消灯できる部屋は、事務に支障がない範囲で消灯する。
- 廊下、階段等の共有部分や未使用スペースの照明は、支障のない限り消灯する。
- 会議室、印刷室、給湯室、更衣室等の共有部の照明は、使用者が責任を持って使用後必ず消灯する。
- 長時間離席時はパソコンの電源をオフにする。
- OA機器の使用にあっては、省電力機能を有効に活用する。
- 退庁時や土日・連続した休日には支障がない範囲で待機電力をせず電源を切る。
- 荷物の運び込み、あるいは健康上の理由による以外はエレベーターの利用を自粛する。
- 事務の効率化を図り、ノー残業デーを徹底する。
- 電気ポット等の電熱機器類は、大量の電気を使用するため、終日電源の入れっぱなしは控え、季節に応じたあるいは使用時のみ電源を入れるよう心がける。またマイポット持参を心がける。
- 最後まで残った職員は、自分の課の消灯及び全ての機器類のスイッチオフを必ず確認する。
- TPO<sup>※9</sup>を考慮したウォームビズ、クールビズを実行する。
- 夏季はカーテンやブラインド等により日射を遮り室温の上昇を控える。
- 冬季は太陽光を取り入れ、暖房負荷を下げる。

※9 TPO…Time (時間)、Place (場所)、Occasion (場合) の頭文字を取った略語であり、時と場所、場合に合わせて行動や言動をわきまえることの意味

#### ● 自動車の燃料使用量の削減

- ふんわりアクセル e-スタートの実施、早めのアクセルオフ
- 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
- ムダなアイドリングをやめる。
- 車内の整理整頓に努め、不要な荷物はおろす。
- 余裕をもって出発する。
- 急加速、急ブレーキ、空ぶかしをやめる。

- エアコンの使用は適切に行う。
  - 公用車の使用に当たっては効率的な運行に努め、公共交通機関を積極的に利用する。<sup>※10</sup>
  - 同一方向に行く場合は、公用車の乗り合わせに努める。<sup>※10</sup>
  - 近距離の場合は、徒歩や自転車、原付バイクを利用する。
  - タイヤの空気圧調整・黒煙排出状況の点検等車両整備を励行する。
  - 毎週水曜日を「ノーマイカーデー」とし、極力自動車の使用を控える。また県下統一の信州スマートムーブ通勤ウィークには積極的に参加する。
- <sup>※10</sup>公共交通機関を積極的に利用すること及び公用車の乗り合わせについては、新型コロナウイルス感染症が終息してから実施する。

● 事務用品の使用量の削減

- 電子メールや庁内LANを活用し、ペーパーレス化を図る。
- 両面コピーや集約印刷、業務に支障のない範囲で裏紙利用に努める。
- 資料は簡素化し、必要最小限の部数を作成する。
- ミスコピーのないようコピーする前に枚数設定等を必ず確認する。
- ファクス送信票は、可能な限り省略する。
- ファイル類（フラットファイル含む）は再使用に努める。
- 冊子、パンフレット、報告書等の印刷物は、必要性を十分に考慮し最小限にする。

● 水の使用量の削減

- 手洗い等は、衛生に配慮した上で、節水に努める。
- 洗車の際は、節水に努める。
- トイレの水は何度も流さない。
- 弁当箱は持ち帰って洗う。

● ごみの削減に向けた取組

- 紙類の分別を徹底し、雑がみは古紙として出す。
- 用紙類、文房具類の使用削減に努める。
- 使用済み封筒の再利用に努める。
- 消耗部品の詰め替えや修理等によって、製品を長期間使用する。
- 物品の購入、昼食時の買い物時は、マイバック等を持参して、レジ袋を受け取らないよう努める。
- 不要な物品が発生した場合は、庁内LANを利用し、他課に譲るなどし、安易に廃棄しないように努める。
- パンフレットや資料は必要な分だけ受け取る。
- 個人のごみは持ち帰る。

● グリーン購入

- 村が購入する封筒などは再生紙が使用されている製品を購入するよう努める。
- 間伐材、未利用繊維などから作られた製品を購入する。
- 廃プラスチックから作られた製品を購入する。
- 文具類をはじめとする物品を購入する際には、エコマーク、グリーンマーク、国際エネルギースターマーク等の環境負荷の少ない製品を選択するよう努める。
- 印刷発注時に古紙配合率の高い用紙の選択、環境に配慮したインクを選択する。

環境ラベルの例

		
<p>エコマーク。環境への負荷が少ない製品であるという表示。</p>	<p>グリーンマーク。古紙を原料に再生利用した製品のための表示。</p>	<p>国際エネルギースターマーク。省エネルギー型電気製品のための環境ラベリング制度。このマークが表示された機器・設備は、一般的にアメリカ政府の基準より20-30%エネルギー効率が良いとされている。</p>

## 2 施設管理者等の取組

- 空調機の定期的な点検・清掃
- エアコンフィルターの定期的な清掃
- ボイラー等のエネルギー供給施設の適切な運転、維持管理
- 暖房便座を節電モードに設定
- タイヤの空気圧調整等公用車の日常点検を励行する。
- 伐採、植林を計画的に行う。
- 既存施設に計画的に太陽光発電設備を設置するよう努める。
- 既存の照明器具を計画的にLED照明に切り替えるよう努める。
- 二酸化炭素排出係数が低い電気の購入に努める。
- しっかり水を切ったり、生ごみ処理器の設置等により、生ごみの削減に努める。

## 3 施設新築・改修等にあたっての取組

- 太陽光発電設備の導入を推進する。
- 機械動力への省電力型モーター等の導入を推進する。
- 節水型機器（節水コマ、自動水栓等）の導入を推進する。
- 断熱改修を推進するとともに、新築する際は可能な限り ZEB<sup>※11</sup>化を検討する。
- LED照明、高効率給湯器、高効率空調機、ガス調理設備等のIH化などの高効率機器を導入する。
- 発電した電気の有効活用や、災害対応を考慮した蓄電池設備の導入を推進する。
- 発電した電気の有効活用のため、自営線の敷設や自己託送の実施等により施設間の融通を図るよう努める。
- 熱利用の多い公共施設において、太陽熱の利用可能性を検討する。
- ペレットストーブ・ボイラーや薪ストーブ・ボイラーの導入を促進する。
- 公用車の電動車（EV）等次世代自動車<sup>※12</sup>の導入を推進する。
- 村保有のバスの電動車（EV）等次世代自動車化を検討する。
- 充電ステーションの設置を推進する。

※11 ZEB（net Zero Energy Building：ゼブ）とは、建築物におけるエネルギー消費量を、建築物・設備の省エネ性能の向上、エネルギーの効率的利用、再生可能エネルギーの活用等により削減し、年間でのエネルギー消費量が正味でゼロまたは概ねゼロとなる建築物。

※12 次世代自動車とは、電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車等が含まれる。

## 第5章 計画の推進・点検体制等

### 1 計画の推進体制

本村における推進・点検体制は次のとおりです。本計画の効率的、効果的な推進を図るために、推進・点検体制を構築し、計画の継続的な改善を目指します。

#### ・南箕輪村地球温暖化対策推進委員会

本計画の推進のため、南箕輪村地球温暖化対策推進委員会（以下、「委員会」という。）を設置します。委員会は、本計画の全庁的な推進を図るため進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを指示します。

#### ① 推進体制

委員会が実行計画の評価・見直しを行います。

#### ② 点検・評価体制

・各課等、職員が実行計画に従って取り組みます。

・各課等がエネルギー使用量、職員行動を把握します。

（職員は、取組成果を様式2に掲げる事項について定期的に点検・評価します。この点検結果を踏まえて、課等の長は様式1により各職場における取組状況の点検・評価をします。また、年度ごとに各課の重点取組目標を設定します。）

・事務局が、温室効果ガス排出量、職員行動の取組状況をまとめます。

・委員会が、目標達成状況・取組状況の評価を行い、必要に応じて目標・取組の見直しを行います。

### 2 職員に対する啓発等

計画の推進を図るため、職員を対象に地球温暖化対策に関する啓発活動を計画的に実施するとともに、職員に対して環境負荷の軽減に必要な情報を提供し、職員一人ひとりが地球温暖化対策に積極的に取り組むために必要な援助を行います。

### 3 公表

前年度の温室効果ガス排出量、前年度の取組の実施状況、目標・取組の見直し結果（必要に応じて）を毎年広報紙等により公表します。

(様式1) 取組状況点検表

所属長用

記入の際の注意事項

- 1 記入者は所属の長とします。
- 2 年度当初に課ごとの目標設定を行ってください。また7月と1月に評価を行ってください。
- 3 取組状況は、各所属職員の実施する自己チェック表(様式2)等を基に、次の6段階で記入してください。  
該当しない項目は、「該当しない」を選択してください。

※事務局(住環境課)の依頼により、事務局への提出をお願いします。

100%実行できた	5点
80%実行できた	4点
60%実行できた	3点
40%実行できた	2点
20%実行できた	1点
実行できなかった	0点
該当しない	—

所属・役職		記入者	
-------	--	-----	--

取組目標	
評価	
7月	
1月	

※チェック項目(1)～(26)については、各職員用のチェック項目と同じです。

	チェック項目	7月/日	1月/日
省エネの取組	(1) 始業前、昼休み、残業時の部分消灯		
	(2) 会議室、更衣室、印刷室等の使用後の消灯		
	(3) 最終退出者になった時の全機器類の電源オフの確認		
	(4) パソコン、コピー機の節電モードへの切り換え		
	(5) OA機器等の使用後及び長時間離席時の電源オフ		
	(6) 夏季の服装、冬季の重ね着など時節に合わせた適切な服装を心がける		
	(7) 足温器等の電熱機器類を終日つけっぱなしにせず、必要時のみ電源を入れる		
	(8) 「ノー残業デー」の徹底		
	(9) ふんわりアクセルe-スタートの実施、早めのアクセルオフ		
	(10) 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転		
	(11) 自動車のアイドリングストップの励行、エアコンの使用は適切に(車のエアコン(A/C)は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要な時は、エアコンスイッチをOFFにしましょう。)		
	(12) 車内の整理整頓に努め不要な荷物はおろす、余裕をもって出発する		
	(13) 毎週水曜日ノーマイカーデーの取組(片道2km以上の人は該当しないを選択しても可)		
	(14) 相乗りや公共交通機関の利用に努める(新型コロナウイルス感染症終息後実施)		
	(15) トイレの水は何度も流さない		
	(16) 弁当箱は持ち帰って洗う		

省資源・ごみ減量の取組	(17) 紙類の分別を徹底し、雑がみは古紙として出す		
	(18) 両面コピー、集約印刷、裏紙利用の徹底		
	(19) ミスコピー防止のためのコピー機使用前の枚数設定等の確認		
	(20) ファイル類（フラットファイル含む）は再使用		
	(21) 不要な物品が発生した場合は、庁内LANを利用し、他課に譲るなどし、安易に廃棄しないように努める		
	(22) 使い捨て製品の使用抑制		
	(23) 不要な資料やカタログ類は受け取らない		
	(24) 使用済み封筒の再利用		
	(25) 用紙の枚数が増えないよう資料を簡素化		
	(26) コンビニ弁当の空き箱等、個人のゴミは自宅に持ち帰る		
施設管理者の取組	(27) 空調機の定期的な点検・清掃		
	(28) エアコンフィルターの定期的な清掃		
	(29) ボイラー等のエネルギー供給施設の適切な運転、維持管理		
	(30) 暖房便座を節電モードに設定		
	(31) タイヤの空気圧調整等公用車の日常点検を励行する		
	(32) 伐採、植林を計画的に行う。		
	(33) 既存施設に計画的に太陽光発電設備を設置するよう努める		
	(34) 既存の照明器具を計画的にLED照明に切り替えるよう努める		
	(35) 二酸化炭素排出係数が低い電気の購入に努める		
	(36) しっかり水を切ったり、生ごみ処理器の設置等により、生ごみの削減に努める。		
(37) 省エネルギー診断等を行い、設備改善に努める			
(38) 空調、ポンプ等の設備の保守・点検を省エネの観点からマニュアル化する			
施設新築・改修等に当たっての取組	(39) 太陽光発電設備の導入に努める		
	(40) 照明器具の設置あるいは更新時には、LED照明の導入に努める		
	(41) 木質バイオマス燃料を使用する設備の導入に努める		
	(42) 低燃費車（電気自動車、ハイブリット自動車等）の導入に努める		
	(43) 建築物に地元産材を利用するよう努める		
	(44) 省エネルギー機器の導入に努める。		
	(45) 高効率空調機の導入に努める		
	(46) 複層ガラスや建物の断熱構造の採用に努める		
	(47) 機械動力への省電力型モーター等の導入に努める		
	(48) 高効率給湯器の導入に努める		
(49) 節水型機器（節水コマ、自動水栓等）の導入に努める			
	合 計	0	0
	平 均	0	0

(様式2) 自己チェック表

各職員用

次の項目について、年に2回、職員一人ひとりが自己点検・評価を行ってください。

評価の目安

100%実行できた	5点
80%実行できた	4点
60%実行できた	3点
40%実行できた	2点
20%実行できた	1点
実行できなかった	0点
該当しない	—

[点検・評価の方法]

取組状況により6段階で評価し、点数化します。  
 各項目の点数を集計して自己評価を行ってください。  
 該当しない項目は、「該当しない」を選択してください。

所属		氏名	
----	--	----	--

	チェック項目	6月/ 日	12月/ 日
省エネの取組	(1) 始業前、昼休み、残業時の部分消灯		
	(2) 会議室、更衣室、印刷室等の使用後の消灯		
	(3) 最終退出者になった時の全機器類の電源オフの確認		
	(4) パソコン、コピー機の節電モードへの切り換え		
	(5) OA機器等の使用後及び長時間離席時の電源オフ		
	(6) 夏季の服装、冬季の重ね着など時節に合わせた適切な服装を心がける		
	(7) 足温器等の電熱機器類を終日つけっぱなしにせず、必要時のみ電源を入れる		
	(8) 「ノー残業デー」の徹底		
	(9) ふんわりアクセルe-スタートの実施、早めのアクセルオフ		
	(10) 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転		
	(11) 自動車のアイドリングストップの励行、エアコンの使用は適切に（車のエアコン（A/C）は車内を冷却・除湿する機能です。暖房のみ必要な時は、エアコンスイッチをOFFにしましょう。）		
	(12) 車内の整理整頓に努め不要な荷物はおろす、余裕をもって出発する		
	(13) 毎週水曜日ノーマイカーデーの取組（片道2km以上の方は該当しないを選択しても可）		
	(14) 相乗りや公共交通機関の利用に努める（新型コロナウイルス感染症終息後実施）		
	(15) トイレの水は何度も流さない		
	(16) 弁当箱は持ち帰って洗う		
省資源・ごみ減量の取組	(17) 紙類の分別を徹底し、雑がみは古紙として出す		
	(18) 両面コピー、集約印刷、裏紙利用の徹底		
	(19) ミスコピー防止のためのコピー機使用前の枚数設定等の確認		
	(20) ファイル類（フラットファイル含む）は再使用		
	(21) 不要な物品が発生した場合は、庁内LANを利用し、他課に譲るなどし、安易に廃棄しないように努める		
	(22) 使い捨て製品の使用抑制		
	(23) 不要な資料やカタログ類は受け取らない		
	(24) 使用済み封筒の再利用		
	(25) 用紙の枚数が増えないよう資料を簡素化		
	(26) コンビニ弁当の空き箱等、個人のゴミは自宅に持ち帰る		
	合計	0	0
	平均	0	0

地球温暖化防止のためには、各人の心がけが大切です。  
 取組が十分にできていない項目については、今から実践しましょう！